

大勢三轉考
上

210.04
D34t

000732-001-3

210.04-D34t

大勢三轉考

伊達 千広/著

M6

ACB-1616



21004 D34T

伊達千廣翁著述

大勢三轉考 全三冊

六石山房藏板



338216

大勢三轉考序

人とうおまそていおめく其方を保ち其
時事やんとむと職とんこれ神道
人さなりま川其時事やんとむま
下の大勢をーらんあること其大勢を
らんま古来の沿革をーらんある
ことらんよ紀伊國伊達の千廣の著
述せる大勢三轉考とるま川皇國上
古の制其尸よりなりて其職とるごと
かりして中古官制乃さ南と隔し

21004 D34T

伊達千廣翁著述

大勢三轉考 全三冊

六石山房藏板



338216

大勢三轉考序

人とうおまそにためく其身を係ら其
時事どもとむと職とんこれ神道
人さるりま川其時事どもとむま天
下の大勢をーらんんあるうら其大勢を
らんんま古来の沿革をーらんんある
うららんんは紀伊國伊達の千廣の著
述者大勢三轉考どもは事皇國と
古の制其尸りりて其職とらとら
かりして中古の制乃ま南と論

又武臣執政の事と云ふは、そのことを
しるべきの書の書名あり、其大勢の趨勢
をいふと、詳なり、と治平と、の捷徑
と、いふ、一、おのゝ人、このまゝ、大
勢の運轉と、つまひ、と、いふ、と、
も、方、今、王、政の、徳、古、と、我、義、機
の、一、新、を、理、と、の、徳、と、いふ、盛、世
の時、事、と、は、け、か、其、人、と、いふ、ま、出、し
職、と、いふ、は、日、と、いふ、今、千、廣、の、子
伊、達、の、宗、奥、陸、奥、の、宗、先、と、いふ、父、の、

と、いふ、と、いふ、と、上、梓、と、いふ、徳、と、いふ、と、
日、と、いふ、と、いふ、と、所以、の、九、古、書、と
研究、と、いふ、と、時、制、の、轉、変、制、度、の、治、平
と、いふ、と、いふ、と、徳、と、いふ、と、いふ、と、
お、の、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、
徳、書、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、
の、名、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、
と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、
引、書、の、漏、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、
ゆ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、いふ、と、

つひと様きとて宮に二子の書
乃とくふまとてとては人ぞと
道とてとての裨益敷とて
後とて科とてとてとてとて
とてとてとてとてとてとて
とてとてとて

略之 一八七三

紀元二千五年三月四日

後四位福西美静



骨の代

掛巻は畏うれと。言巻は恐うれと。白持原宮
よ。始國知食一。大所代申今のとつ。の盛の内世
よ。以多るす。皇國の有状。大よ変わる事。こ多し
おれん。何りたる。其三轉の。何りたる。いそく。つ
よ。は。加樂祿。二りよ。都加佐。三りは。若おれん
何りたる。うれ上り代。い。世を知。め
し。申つ代。い。つ。さ。り。世を改ち。下り代。名よ
て世を治。免。弱。ひ。た。り。九。変。り。来。り。状。を。考。る。よ。
自ら時の勢よは。ゆ。と。た。移。来。る。り。の。こ。と。

今其大うむを論アキツラらん。先上り代ノの加保祿ノふ
こは自オキツカラある。皇國の制度より。外國の制度より
無き事ノは。文字ノ。姓の字ノと當アれと。當り
う〜職の如く〜。職ノもあ〜。名ノの如く
あ〜。名ノもあ〜の制度よりあ〜。そハ神
武紀二年。天皇定テ行賞賜。道臣命宅地。居于築坂
邑。以寵異之。亦使大耒目。居于畝傍山以西川邊之
地。今号耒目邑。此其縁也。以珍彦為倭國造。又給弟
捐猛田邑。因為猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。弟
磯城名黑速。為磯城縣主。復以劔根者。為葛城國造。

又頭八咫鳥亦入賞例。其苗裔即葛野主殿縣主部
是也。とある。國造縣主ノもあ〜。加保祿の起元ノ
こハヤ。日向國より〜。中ツ海ツを討平ツ給ヒ
初ノ臣達ヲめ〜。給〜る段ノも〜。是ノ由ノ前ノの有る
あ〜ハ。戸ツ畔ツ祝ツの〜。渠ト帥トと〜。こ〜。
都ノの〜。地ノ字ノ領テ。屯ツ居ツり〜。こ〜。
此時ハ。終ニ大和國ノ。さ〜。其ノ近キ國ノ。こ〜。靜シツ謐ケ
く大御命ヲ和ツ順ツと〜。天下押ツ給ツ。撫ナ治ツ給ツ
や〜。後崇神ノの代ニ至リ。
四道ノ將軍ヲ遣ツ。遠キ國ノと〜。

骨ハ凡人備きまじぬ。生とてはなるもの。のこりか
うり。蓋物のよふもの。しる事。骨痛骨。鞣骨。肉水とて。痛骨。鞣骨。肉水
皮も。これら。骨を華とて。成て。牙と成る。こ
と。この加安祿。同義とて。その鳥部と云
一部あり。其。代。まり。率。ひ。て。は。ま。ら。げ。る。造。と
り。お。その。造。外。ん。一。部。の。根。率。一。て。支。體。よ。と。り
て。ハ。骨。の。こ。と。く。あ。ん。者。なる。の。字。本。の。根。を。株
と。り。あ。ぬ。同。一。體。と。あ。り。冷。の。代。り。一。位。を。株。と。り。事。
體。の。義。は。これ。を。あ。り。し。り。より。考。る。よ。氏。と。云。ハ。生。血
の。義。と。血。脈。の。流。を。統。り。る。言。加。安。祿。ハ。骨。と。て。一

類を統る言ぬるを。氏ハ血脈を附くる唱あり
ハ。同血脈の外。唱る事あり。骨ハ其類よりなる
唱あり。諸氏よりわけて。併來れり。その紀氏ハ
紀氏物部氏ハ物部氏より。其。ま。ち。を。限。り。て。唱。へ
骨ハ。紀。氏。と。臣。出。雲。氏。と。臣。と。あ。り。物。部。と。大。伴
の。皆。連。と。唱。ふ。ら。し。い。と。こ。の。氏。と。骨。の
二。く。さ。り。人。の。身。と。り。て。本。と。も。本。を。極。め。ぬ
ハ。支。體。よ。あ。り。て。血。と。骨。と。の。統。り。は。さ。る
事。あ。り。じ。や。續。紀。ハ。根。加。安。祿。改。給。比。切。根。と。云
言。を。添。て。と。云。ハ。殊。ハ。親。一。く。皆。中。又。姓。の。字。を

任土部職。因改本姓謂土部臣。尔々之の比敷タケヒ皆功イサ也。
とくして。婦へる。あま此餘累の四代。六馬臣ハ。胎の功也。
ハ嬰兒を胎り。少子。於連胎を。又秦河。百十種胎の。孫胎を。始胎又出胎也。非武の。代胎有。倭國造。
猛田縣。主。外。の。功。は。土。地。を。賜。
ひ。や。く。其。地。を。任。仕。事。を。り。骨。と。ぬ。り。
續紀。延暦九年十一月壬申。外。後。五位。下。韓國。連。源。
等。言。已。等。是。物。部。大。連。等。之。苗。裔。也。史。物。部。連。等。各。
因。居。地。行。事。別。為。百。八。十。氏。是。以。源。等。先。祖。塹。兒。以。
父。祖。奉。使。國。名。故。改。物。部。連。為。韓。國。連。然。則。大。連。苗。

裔。是。日。本。旧。民。今。号。韓。國。還。似。三。韓。之。新。來。至。於。唱。
導。每。驚。人。聽。因。地。賜。姓。古。今。通。典。伏。望。改。韓。國。二。字。
蒙。賜。高。厚。依。請。許。之。と。見。く。有。る。こ。と。く。この。居。地。
と。行。事。と。の。ふ。る。川。よ。り。種。く。の。骨。は。出。来。ま。ら。る。
也。と。く。右。の。く。の。骨。は。其。首。長。の。子。と。孫。也。
兄。弟。皆。其。家。と。有。る。限。り。ハ。國。造。と。ハ。縣。主。
と。ハ。君。と。ハ。臣。と。ハ。徳。と。有。り。て。仕。奉。れ。ハ。
加。藤。孫。と。一。本。の。枝。の。指。廣。と。稱。る。こ。と。く。つ。身。了。
又。其。終。と。ハ。青。葉。の。後。り。命。と。い。ふ。と。ハ。蕃。息。
り。て。種。と。動。ぬ。く。仕。ま。り。と。ハ。の。ち。り。と。く。又。

成務紀四年の詔に云我先皇大皇帝天皇聰明神
武膺籙受圖。治天順人。撥賊及正。德侔覆燾。道恢造
化。是以普天率土。莫不王臣。稟氣懷靈。何非得處。今
朕嗣踐寶祚。夙夜兢惕。然黎元蠢爾。不悛野心。是國
郡無君長。縣邑無首。渠者為自今以後。國郡立長。縣
邑置首。即取當國之幹了者。任其國郡之首長。是為
中區之蕃屏也。同。きふ年。又令諸國以國郡立造
長。縣邑置稻置。並賜楯矛。以為表則。隔山河而分國
縣。隨阡陌以定邑里。因以東西為日縱。南北為日橫。
山陽曰影面。山陰曰背面。是以百姓安居。天下無事。

鳥とと見え古事記にも故建内宿禰為大臣。定賜大
國小國之國造。亦定賜國々之堺。及大縣小縣之縣
主也。と見え多し。此詔ともを考ふる。崇神の御代。
弓弭。年未の貢調を定りて。所稜威大。そのやま
多し。世々あるま。その加築禰とも。の領多
る土地を。已う物として。賣あ。を滞り。まへて朝廷
の思ほ。こと。ハ祀さ。り。ん。う。る。時。又。當。り
て。建内大臣。ゆ。ん。禰。とも。禰。と。世々。比。類。あ。り。後。傑
也。大臣とも。あ。り。編。ひ。て。大。國。小。國。大。縣。小。縣。を。分
ち。造。長。稻。置。縣。主。ら。宗。と。あ。る。の。ハ。即。表。を。も。

福いりて。十隈落更治しめ。賜へるなり。さて。かく
其長とまよ。世表を賜はり。其事を任し。賜へる
を。見てハ。後世の官職も。同く。如く。なれ。と。加藤祿
ハ。可。む。ぬ。ま。り。て。友職と。も。是。有。り。を。い。ふ。ゆ。ゆ。
ゆ。ゆ。友職ハ。其。人。は。は。ま。り。て。友。友。も。武。官。も。
京。友。も。お。任。ま。し。任。多。く。し。て。子。孫。も。及。ハ。友。
骨。ハ。其。家。も。つ。き。て。國。縣。を。治。む。る。も。自。餘。の。行
事。も。つ。き。つ。る。も。皆。其。家。が。業。も。り。て。世。に。勤
ら。せ。仕。ま。さ。せ。ハ。如。の。職。の。進。退。予。奪。常。然。き。と。ハ。い
ふ。く。是。あ。り。故。若。も。り。く。る。如。く。大。市。命。り。て。國。縣

を。定。め。首。長。を。も。主。柄。へ。き。と。猶。其。土。地。ハ。已。り。物
日。て。友。職。の。代。の。封。戸。職。田。と。同。く。い。は。れ。ハ
土。地。ハ。朝。廷。に。も。甚。く。愛。賜。へ。る。形。也。世。宗。に。て。友。の。愛。賜。は。さ。る。に。よ。り。任。務。の。多。く。の。あ。れ。は。よ。ん。奪。ひ。む。も。朝。廷。の。上。に。あ。る。事。あ。れ。封。戸。職。田。と。同。く。さ。ら。な。り。と。思。ふ。ゆ。ゆ。は。さ。る。に。よ。り。今。の。代。の。大。小。名。の。國。地。を。い。ふ。よ。を。遠。祖。より。領。有。ら。れ。て。臣。を。民。に。率。後。に。任。せ。ら。る。あ。れ。は。い。は。い。く。予。奪。は。る。へ。く。も。あ。ら。ず。骨。の。た。ま。も。是。と。同。く。授。次。は。説。分。る。を。と。て。土。地。を。愛。賜。入。る。を。知。る。る。事。な。り。され。ハ。魚。塩。地。な。り。ゆ。ゆ。
ま。い。い。ま。衆。と。も。土。地。を。献。り。て。免。せ。る。事。
代。々。も。え。え。多。く。其。一。つ。り。出。て。い。し。く。仁。德。の。四
十。年。の。紀。也。雌。鳥。皇。女。と。車。別。皇。子。と。親。要。賜。ひ
衆。り。誅。絶。ふ。衆。也。時。皇。子。率。雌。鳥。皇。女。欲。納。伊。勢

神宮而馳。於是天皇聞卑別皇子逃走。即遣吉備品
遲部雄鯽播磨佐伯直阿俄能胡。曰追之所逮。即殺。
爰皇后奏言。雌鳥皇女。寔當重罪。然其殺之日。不欲
露皇女身。乃因勅雄鯽等。莫取皇女所賣之足玉手
玉。雄鯽等追之至菟田。云急追及于伊勢。蔣代野。
而殺之。時雄鯽等探皇女之玉。自裳中得之。乃以二
王屍埋于廬杵河邊。而復命。皇后令問雄鯽等曰。見
皇女之玉乎。對言不見也。是歲當新嘗之月。以宴會
日。賜酒於內外命婦等。於是近江山君稚守山妻。與
采女盤坂媛。二女之手有纏良珠。皇后見其珠。既似

雌鳥皇女之珠。則疑之。命有司問其玉所得之由。對
言佐伯直阿俄能胡之妻玉也。仍推鞠阿俄能胡。對
曰誅皇女之日。探而取之。即將殺阿俄能胡。於是阿
俄能胡乃獻已之私地。請免死。故納其地。赦死罪。是
以号其地曰五代。安閑元年の紀。子夏
内膳卿膳臣大磨。奉勅遣使求珠。伊甚伊甚國造等。
詣京遲晚。踰時不進。膳臣大磨大怒。收縛國造等。推
問所由。國造稚子直等。恐懼逃匿。後宮内寢。春日皇
后不知直入。驚駭而顛。慚愧無已。稚子直等。兼坐闌
入罪。當科重謹。專為皇后。獻伊甚屯倉。請贖闌入之

罪。因定伊甚屯倉。今分爲郡。屬上總國。あつて見えぬ
る。皆已う領する地にて。上より下はこゝろの地
爲させ扱はさうりーことあきい。献するものいひ。又
を献するよ。和ふ扱ひと。甚一を宛と。宛と宛と扱
たり。田部屯倉ハ。むやく景行の五十六年。令諸
國。興田部屯倉。と見えぬるを始とて。終ること
か。とる。立しれ。るるるるるる。本文に云る
如く。土地をえ。く。思はさう。き程らるる。
既。右に引る伊甚國造稚子直ら。罪を贖ふ。伊
甚屯倉をまう。又古事記。都夫良意富美ら。訶良

比賣。五知之屯宅を割て献らんとす。一。るる
何りて。皆已う領する地と見えたり。故考る。屯
倉は公の稻を貯置く屯倉。田部ハ公の田を作る
郡あるもの。ら。屯倉ある地を各々領するもの
のあり。り。より土地を愛福ふ。上代に記せる
事ありぬと。揚を愛ふ。状。ま。ら。めありて。骨
の代と。職の代の。勢。果あるを。知る。屋。あ。つ。ま。ん
所。名。代。成。子。代。の。行。れ。し。骨。の。代。の。ま。あ。つ。ま。の
し。と。は。ま。の。守。名。代。の。ま。あ。つ。ま。の。代。の。ま。あ。つ。ま。の。事
ハ。同。く。一。つ。大。皇。皇。言。の。皇。子。の。一。つ。ま。あ。つ。ま。の。或。ハ

皇子達は即子ありまふぬ時を、其即名を後世に傳へ給ふむと云。入部を定らるる、如皇。古事記皇仁の系に。凡此天皇之即子等十六王云云。伊登志和氣王者。因無子而為子代。定伊登志部。と云。是れ紀るを初と云。景行紀に。欲録功名。即定武部。時執武部。仁德紀に。為大兄去来穗別皇子。定壬生部。亦為皇后定葛城部。古事記云。この壬生葛城の所。水齒別命。若日下郡王の即名代。若日下郡を定らね。事之云。元恭紀に。為皇后定刑部。中々科諸國造等。為衣通郎。姫定藤原部。と云。終るは多し。天皇の即上りては。清寧紀二年。天皇恨

無子。乃遣大伴室屋大連於諸國。置白髮部舍人。白髮部膳夫。白髮部執負。真無遺跡。令觀於後。武烈六年。詔曰。傳國之機。立子為貴。朕無繼嗣。何以傳名。且依天皇旧例。置小泊瀬舍人。使為代孫。萬歲難忘者也。と云。又、安閑紀に。天皇勅大伴大連金村曰。朕納四妻。至今無嗣。萬歲之後。朕名絶矣。大伴伯父。今作何計。每念於茲。憂慮何已。大伴大連金村奏曰。亦臣所憂也。夫我國家之王天下者。不論有嗣無嗣。要須因物為名。請為皇后次妃。建立屯倉之地。使留後代。令顯前迹。詔曰。可矣。宜早安置。大伴大連金村奏

稱宜以小墾田屯倉。與每國田部。給貺紗手媛。以櫻
井屯倉。與每國田部。給賜香香有媛。以難波屯倉。與
每郡鑿丁。給貺宅媛。以示於後。式觀寺昔。詔曰。依奏施
行。あたふとくあり。先らゝか大印名の絶むゆを
必しと愧と痛びく。業代は朽文侍えぬ人事を
おのほせるなり。起するなれと。あついでとあへ
あしおのほせる事也。この印名代の定より。所
の安く思わしむるなり。骨の代の勢より。所
を故いするなり。しるしよ。案を説まれるなり。國
より縣より。一部の屯黨ありて。其部を統る

昔長い。りもゆの骨ありて。せくは動きあはく。諸行
月の形に。二つの地を定む。二つの部を定む。れ
んよは。湖の業代は移る事なり。おのほしめ
せば。はしよ。あふ大印名の上より。下。所嗣あり
さる。印代なり。うらむ。治り出来するなり。増位増
官行り。ま。支職の代と。異形する状を考ふ。さ
てかく。加藤祿なり。代を治る。ゆる。あ。権略の
印代のは。よ。ハ。由史より。諸国百友を。熱奉る事。
臣。連。伴。造。國。造。と。なる。なり。伴。造。國。造。と。二。連。
の事ハ。古事記傳より。あ。く。辨。ら。れ。て。更。又。説。く

連と云ふるにあらざるありて、さういふ大臣大連を
並に云ふるの形あり。この大臣大連を並に
しるすの形あり。後世に於ては、
二骨^{カネ}形^{カネ}の後の世に於ては、
源平後橘と云ふるに、
此二骨を以て諸臣を統^{カネ}云ひしるすや、
その名を以てし、
この世代の比に、
上の代に、
傳子、この稱の事を傳ひて、
持統

や。世に多くと云ふるに、
却てこの稱の、
りのありし、
り、
大元、
や、
ら、
漢、
亦、
代、

すの大臣と成務紀三年春正月以武内宿祢為大

臣古事記にも此即代と
為大臣と云えりとあるもこれ臣の骨の大臣と称

ら水武内宿祢ハ其骨を云ふも云えられん。其子孫
皆臣乃骨あるハ此ノ骨ありて生れし。

宿祢ハ其の骨ありて臣等と云ふも此ノ骨ありて骨は

あり。此大臣世又比おち久忠心略く。功勳ありり也

此れハ特ニ尊と稱ひる。ハ十氏人の上よきを福

つとあり皇行紀ニ為棟梁と臣と云えり。其骨ありて生れし。其の
上より。大印政をおちひし。其骨ありて生れし。

棟梁之臣と云えり。其骨ありて生れし。其の

臣の子孫也。記ニ建内宿祢之子拜九聖波多ハ代
波多臣。林臣。波美臣。星川臣。

宿祢者波多臣。林臣。波美臣。星川臣。次許勢小柄宿祢者

許勢臣。雀部臣。輕部臣之祖也。次藤賀后河宿祢者獲我臣。山辺臣。田中臣。高向臣。
小治田臣。桜井臣。岸田臣等之祖也。

次平群都久宿祢者平群臣。佐和良臣。馬所。檉連等祖也。次木角宿祢者本臣。都奴

臣按本
臣之祖次久米能摩伊刀比賣次怒能伊呂比賣次葛

城長江曾都毘古者五手臣。的臣。生江臣。阿蘇那臣等之祖也。又若子宿祢者江沼
財臣

祖と云えり。然るに其骨ありて生れし。

也。よ大印政を執中と云ふ。あの権略の即代真鳥

臣と大臣とあるも此より。此氏人の大臣とあ

る。自ら取らる勢なり。はく大臣の孫と云ふ武

内より始りしれと。こが格キハコトナ外例り。後て即代に

よ大臣と云ふ。然るに其骨ありて生れし。其の

二十年皇大吏人の誅子。令誅氏姓之本と云云。
二十八年の記録を撰編し、臣連伴造國造。

百八十部并公民等本記なりと云云。此後皇極三年十月發賜輝

臣伴造於朝堂庭而議授位之事遂詔國司如前所勅更無改換宜之厥任慎爾所治とある由司より由迄稽置のありしなり

きたり既、舒明皇極二御代を理、孝徳の中代を正

りて。天下の大制大よまりて。骨の代、職の代と革

むる状なり。先この中代元年。即祚日以阿倍内磨

臣。為左大臣。藤我倉山田石川磨臣。為右大臣。以大

錦冠授中臣鎌子連。為内臣。増封若干戸云云。これ

友職の始なり。この上代の大臣大連左右

の大臣と革編するなり。大臣の訓。骨よりはおほおほなるものなり。更あり。この左大臣はおほなる

中よりおほなるものなり。骨よりおほなるものなり。更あり。この左大臣はおほなる

拜東國等國司。仍詔國司等曰。隨天神之所奉寄。方

今始將修万國。この詔は修万國の詔なり。修万國の詔は修万國の詔なり。修万國の詔は修万國の詔なり。

有公民。大小所領人衆。汝等之任。皆作戸籍。及校田

畝。其菌池水陸之利。與百姓俱。よく制らるるなり。

この中代は皆骨をねら。自ら、自ら、自ら、自らを領

る。戸數田數なく。海より。朝廷より。知食なり。なり

なり。今日。今日の下の土地を。公田と定め

て。自ら、自ら、自ら、自らを領する。自ら、自ら、自ら、自らを領する。

るに継ある可敷りし給ひしるあるにあらざるの故
由を訴出せしむるにあらざるは實あるなる
を訴出せし土地失りしに類せし後を何れん
時の方々満みしにあらざる。又甲申遣使者於諸國。
録民元數。仍詔曰。自古以降。每天皇時。置標代民。垂
名於後。其臣連等。伴造國造。各置已民。恣情駐使。又
割國縣山海林野池田。以為已財。爭戰不已。或者兼
併數萬頃田。或者全無容針少地。及進調賦時。其臣
連伴造等。先自收歛。然後分進。脩治宮殿。築造園陵。
各率已民。隨事而作。易曰。損上益下。節以制度。不傷

財。害民。方今百姓猶之。而有勢者。分割水陸。以為私
地。賣與百姓。年索其價。從今以後。不得賣地。勿妄作
主。兼并劣弱。百姓大悅。此段の詔。歸くと世のきぬ
を考ふるべし。その臣連二造の輩。自ら人民
土地を一一はたしんぬるを執りし。いかに
あつてもいかにあつても。上代可憐祿の多し。其
へく自らのつらさをいかにいかに。さうして標代民と
ハ。由名代の事なり。白髮部元祿部のお打り。さう
其部を並ねし時。臣連中。これら部長なる
人ありしを司とせし。あつた。此即名代

ハ。後の世は凶名の残らんや為ふれハ。其長ハ
おしへよ。其教黨を率ひて仕奉るものあり。あれ
ハ。この詔の如くある。國縣山海を割く領土。そ
租税を收め宮殿園陵の修治をせしめ。其の公
吏を仕奉るものあり。則骨のさるものあり。其の公
法之として費多き習ひせしむ。種々有難ある業多
く。百姓の苦むものあり。されハこの
詔の如く。或ハ争ひあるものあり。兼并せしむ。上の爲
ハ。下の爲ること。害の多し。くさくさ地場ハ
はるあるものあり。其の如く。又。二年正月改新之

詔云曰。罷昔在天皇等所立子代之民。處ハ屯倉。及
別臣連伴造國造村管。所有部曲之民。處ハ田莊。
又云。三月壬午皇太子使使奏請曰云。天皇問
於臣曰。其郡臣連及伴造國造所有。昔在天皇日。所
置子代入部。皇子等私有御名入部。皇祖大兄御名
入部。及其屯倉。猶如古代。而置以不臣。即恭養所
詔奉答而曰。天無雙日。國無二王。是故兼并天下。可
使万民唯天皇耳。別以入部及所封民。簡宛仕下。後
前如分。自餘以外。恐私駐役。故獻入部五百二十四
口。屯倉一百八十一所。又云。元年九月所

名。逐自心之所帰。安付前々處々。爰以神名王名。為人賂物之故。入他奴婢。穢汗清名。遂即民心不整。國政難治。是故今者。隨在天神。屬可治平之運。使悟斯等。而治國治民。是先是後。今日明日。次而續詔。然素頼天皇聖化。而習舊俗之民。未詔之間。必當難待。故始於皇子群臣及諸百姓。將賜庸調。このとき詔をきぬ。新政を後ウキひう。母たるうゆゑ。うさめてさかしく。後強ゆるを推さうるを。ふくして冠位と。この十二月。七色十三階之冠を制られし。次々制改られし事ハ。職の代の条よりさうみ。

此法代うくのうく。骨のさうを改られ。ハ省百官を並。法度律令施行せられし。後。天武の法代十三年より。遂に骨は廢せしめり。その四年十月朔の詔曰。更改諸氏之族姓。作八色之姓。以混天下万姓。一曰真人。二曰朝臣。三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。うく置られ。諸氏は此新姓を賜ふる事。紀よりさうた。るう如し。さうこの加勢祿。さうをりて。家上とせられ。皇族の加勢祿。あさる。瀛。まの所名。又さうりの。道師とさる。画師。薬師の

新皇の御代。抑臣連と上古の貴族と申す。推略の御代。大臣大連を置き。諸氏を統る。臣連と云ふ。骨を以て。いまは色を定めらる。とも真く。骨を以て。臣連ある。と。朝臣宿禰を置き。物事をあれ。道師の下。この両方を置き。骨を以て。めさむ。のり。のり。骨を以て。ぬ。抑制たり。を深く考ふる。諸の骨を。白檮原は始國あり。時。世々。物なり。の。蘇我氏の威勢強く。奢らひ。倭入り。假令入鹿等。元々。振

舞阿。天智天皇鎌足大臣と。深く謀る。此。唐制を。やく。深まり。友職の制度。これ乃骨の世々。を退け。凡下の者。界り。支族と。下。今。骨の威權を。折手。賜。骨のなく。か。孝徳の御代。種々の御制。骨の。更。色を。万姓を混濁。

あるを。さきより上吉より蕃茂り来り骨あれ
ハ。公の法制より改編ひよこれ。松より搦を骨
乃多より俄より止へくも此来より臣連なるの貴
族ハ。俄より勢失ふ多し何れもさきより。とより新
ある職のりより。心あきらむ人。され今種々の
骨を。終又ハ。骨を混め納ふのり。さきより。有
き。臣連を。無下より。骨を。骨を。骨を。有
名無実と為納へる英断ミドロキキテして。や。今までの
臣連ホの貴族より。或ハ朝臣あるも。宿禰として。
多手姓を納へて。是より骨の實ハ失て。あき

乃花といぬるなり。り。このハ色乃制也。万姓
を混を。何れも。是より。後餘の姓あき。何
れ。首史の姓を。此登とせ。此。ある。直公縣主
造あり。く。骨の姓を納へる。續紀は。教へん
え。如く。万姓を混せ。ま。この時の法の
り。今。こ。深く考ま。全く臣連ホの威權
を。新制度を。これ。ハ思
い。これ。此ハ。友職。上宮の印法。起りて。骨
と。澤原の印代。廢れ。云へ。き。



